

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年9月9日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 吉岡知哉

1. 調達内容

- (1) 件名及び数量 端末及びプリンタの輸送・保管業務 一式
- (2) 件名の特質等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日～令和8年1月31日
- (4) 納入場所 詳細については仕様書による。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

2. 入札参加資格

本件の一般競争入札に参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 本機構理事長から取引停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に規定するところの暴力団員及びその構成員、準構成員又はその関係者でないこと。
- (5) 令和7・8・9年度の文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の「A」「B」「C」いずれかの等級に格付けされた、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、令和7年3月31日付号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）を取得していること。ただし、社内に同等の情報セキュリティ管理体制の構築及び運用を確立している場合はその限りではない。その場合は、ISO27001と同等である根拠が明確に判別可能な資料を事前に提出すること。
- (7) プライバシーマークの認定を取得していること。当該認定を取得していない場合は、社内で個人情報保護方針を定めていること。
- (8) 貨物自動車運送事業法第3条による一般貨物運送事業の許可を受けた事業者であること。
- (9) 過去5年間で本業務に類似する業務（官公庁、独立行政法人、地方公共団体の端末の輸送・保管業務）を行った実績を有すること。
- (10) 受託者倉庫の所在地は、機構市谷事務所から公共交通機関を利用して片道概ね1時間以内に訪問することが可能な場所であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒104-8112 東京都中央区銀座6丁目18番2号 野村不動産銀座ビル
独立行政法人日本学生支援機構 東銀座事務所
財務部経理課契約係 TEL 03-6743-6022

(2) 入札説明書等の配付期間及び場所

交付期間は、本公告の日から令和7年9月22日（月）の午後5時までとする。

本機構のHPから電子データをダウンロードする場合は、交付期間内に、以下のとおり keiri-k@jasso.go.jp へ依頼すること。

①電子メールの件名は「パスワード交付依頼（端末及びプリンタの輸送・保管業務）」とすること。

②電子メールの本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード、担当部署、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。

また、上記交付期間の土・日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで上記3.（1）において手交することもできる。

(3) 事前提出書類等の提出期限及び場所

令和7年9月30日（火） 午後5時 本機構東銀座事務所 財務部経理課契約係

(4) 入札・開札の日時及び場所

令和7年10月7日（火） 午後3時 本機構東銀座事務所 入札室

4. 入札方法

総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。但し、落札者が契約を結ばない場合には、落札価格の5パーセントに相当する違約金を支払わなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の入札、提出を要する書類に事実と異なる記載をした者による入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

本機構の予定価格の範囲内で、最低の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本機構契約事務取扱細則第16条に該当する場合は、落札者となるべき者の入札価格が不当廉価等により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、直ちに契約の相手方としないことがある。落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定することとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(7) 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成13年法律第140号）の対象となっているため、提出された入札書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、入札に参加すること。また、本機構が競争入札に付する案件の入札・落札情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行うので、予め承知の上入札に参加すること。

(8) 上記（7）のほかに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなっている。これに基づき、機構との関係に係る情報についてはホームページ等で公表を行うため、該当がある場合は、契約締結時に下記URLの様式を提出すること。

https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu_buppin/__icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho_kouhyou.pdf

なお、当該案件への応募又は契約の締結をもって所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意したものとみなすこととする。

(9) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上